

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 特定商取引に関する法律による行政処分……………一  
……………(生活文化局消費生活部取引指導課)……………一
  - 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………一  
……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
  - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………一  
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
  - 国民健康保険組合規約の一部変更認可……………二  
……………(福祉保健局保健政策部国民健康保険課)……………二
  - 保安林の指定予定……………(産業労働局農林水産部森林課)……………二
- ### 公告
- 特定非営利活動法人の認定……………三  
……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………三
  - 仮認定特定非営利活動法人の仮認定の失効……………(同)……………四
  - 開発行為に関する工事完了……………(同)……………四
  - ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………四
  - 争議行為の予告 (二件)……………(同)……………四
  - ……………(産業労働局雇用就業部労働環境課)……………四

● 東京都告示第三百五十六号

## 告示

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。)第八条第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。  
平成二十八年三月八日

東京都知事 舛 添 要 一

### 一 被処分者

(一) 名称 株式会社ユーアイ学習社

(二) 代表者氏名 石井 宏行

(三) 主たる事務 所 神奈川県相模原市南区相模大野八丁目十番六号

二 処分年月日 平成二十八年二月八日

三 処分の内容

平成二十八年二月九日から同年八月八日までの間(六箇月間)法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を停止する。

(一) 契約の締結について勧誘すること。

(二) 契約の申込みを受けること。

(三) 契約を締結すること。

四 適用条項 法第八条第一項

● 東京都告示第三百五十七号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき立川駅北口西地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月八日

東京都知事 舛 添 要 一

### 一 組合の名称

立川駅北口西地区市街地再開発組合

### 二 事業施行期間

平成二十三年五月十二日から平成三十年三月三十一日まで

まで

### 三 施行地区

立川市曙町二丁目地内

### 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

立川市曙町一丁目十二番二十二号

平成二十三年五月十二日

### 五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十八年三月八日

● 東京都告示第三百五十八号

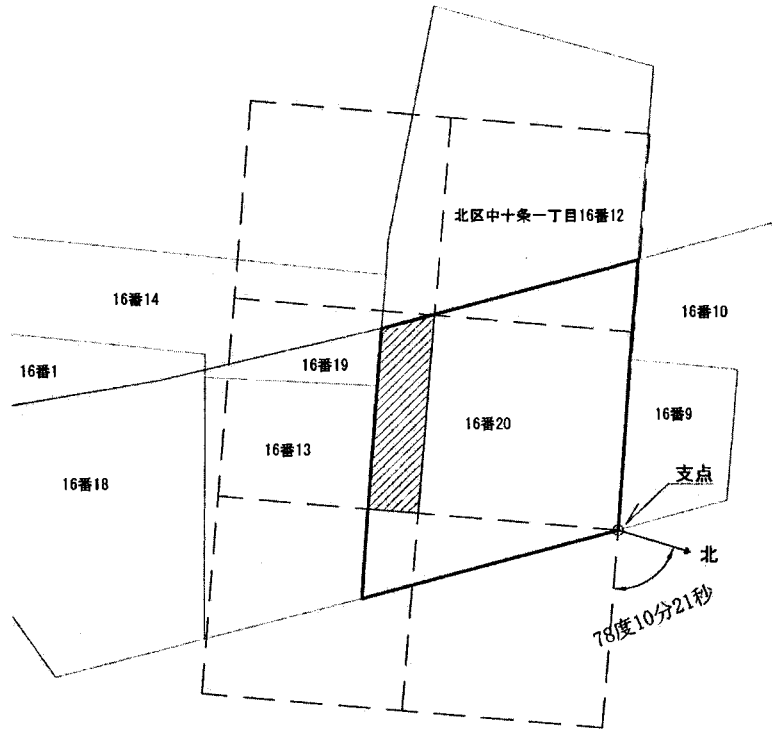
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。  
平成二十八年三月八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区中十条一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



**【凡例】**  
 --- 単位区画  
 --- 筆境界  
 — 調査対象地  
 [斜線] 形質変更時  
 要届出区域

**【支点】**  
 支点は、北区中十条一丁目  
 16番20の最北端とする。

**【格子の回転角度(78度10分21秒)】**  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三百五十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第二十七條第二項の規定により、東京都弁護士国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年三月八日

東京都知事 舛添 要一

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に静岡県三島市及び群馬県高崎市を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

平成二十八年二月九日

●東京都告示第三百六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十條の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定であるので告示する。

平成二十八年三月八日

東京都知事 舛添 要一

一 保安林予定森林の所在場所

御蔵島村字大川三八〇番から三八二番まで・四一六番・四三五番・四三六番一(以上六筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

<p>三 指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 主伐は、択伐による。</li> <li>2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</li> <li>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</li> </ol> <p>(二) 立木の伐採の限度</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>(三) 「次の図」は、省略し、その関係書類を東京都産</p>	<p>二 指定の目的</p> <p>土砂の流出の防備</p> <p>三 指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 主伐は、択伐による。</li> <li>2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</li> <li>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</li> </ol> <p>(二) 立木の伐採の限度</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>(三) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び御蔵島村役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>三 指定の目的</p> <p>土砂の流出の防備</p> <p>三 指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 主伐は、択伐による。</li> <li>2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</li> <li>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</li> </ol> <p>(二) 立木の伐採の限度</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>(三) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び御蔵島村役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>一 保安林予定森林の所在場所</p> <p>三宅島三宅村坪田二〇二二番・二〇五七番（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、二〇三三番、二〇五五番</p>	<p>一 保安林予定森林の所在場所</p> <p>三宅島三宅村雄山二二〇番（次の図に示す部分に限る。）、二一九番、同村坪田六五一〇番・六九四八番（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、六五〇九番、同村阿古三八八八番（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>二 指定の目的</p> <p>土砂の流出の防備</p> <p>三 指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 主伐は、択伐による。</li> <li>2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</li> <li>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</li> </ol> <p>(二) 立木の伐採の限度</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>(三) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び三宅村役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>二 指定の目的</p> <p>土砂の流出の防備</p> <p>三 指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 主伐は、択伐による。</li> <li>2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</li> <li>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</li> </ol> <p>(二) 立木の伐採の限度</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>(三) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び三宅村役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>一 名称</p> <p>特定非営利活動法人福祉送迎サービス・杉並</p> <p>二 代表者の氏名</p> <p>長谷川 信儀</p>	<p>特定非営利活動法人の認定について</p> <p>特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十八年三月八日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p>	<p>二 指定の目的</p> <p>土砂の流出の防備</p> <p>三 指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 主伐は、択伐による。</li> <li>2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</li> <li>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</li> </ol> <p>(二) 立木の伐採の限度</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>(三) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び三宅村役場に備え置いて縦覧に供する。</p>

公 告

三 主たる事務所の所在地

東京都杉並区清水三丁目二十七番二号

四 認定の有効期間

平成二十八年一月二十八日から平成三十三年一月二十七日まで

仮認定特定非営利活動法人の仮認定の失効に

ついて

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十一

条の規定により、仮認定特定非営利活動法人の仮認定が効

力を失ったので、同法第六十二条において準用する同法第

五十七条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行

に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二

十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年三月八日

東京都知事 外 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人福祉送迎サービス・杉並

二 代表者の氏名

長谷川 信儀

三 主たる事務所の所在地

東京都杉並区清水三丁目二十七番二号

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定を受けたため

五 失効年月日

平成二十八年一月二十八日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年三月八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に

含まれる地域の名称

四 あきる野市秋留五丁目十二番

あきる野市野辺四百六十五番地一

株式会社アイ・シー・エス

代表取締役 井草 誠

西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷字

土手向三百八十五番一、同番

二、三百八十九番一及び同番

二

国立市大字谷保字栗原五千九

百七十九番、同番地先、五千

九百八十番一、同番一地先及

び同番三

社

代表取締役 大林 竜一

争議行為の予告について

奥田興業株式会社代表取締役羽賀良子から争議行為を行う旨の通知が平成二十八年二月二十五日にあったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十八年三月八日

東京都知事 外 添 要 一

一 事件

全日本建設交運一般労働組合関東支部奥田分会の争議行為に対抗する件

二 日時

平成二十八年三月九日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

奥田興業株式会社本社 江東区東砂三丁目二十番十八号

四 種類

事業所閉鎖・就労拒否等一切の争議行為(以上原文のまま掲載)

争議行為の予告について

協立輸送株式会社代表取締役鈴木健から争議行為を行う旨の通知が平成二十八年二月二十六日にあったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十八年三月八日

東京都知事 外 添 要 一

一 事件

自治労・公共サービス清掃労働組合協立支部の争議行為に対抗する件

二 日時

平成二十八年三月九日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

協立輸送株式会社 葛飾区柴又二丁目十三番十二号、同所二百十六番地、同区新宿三丁目三百四十一番地、同

所三百二十九番地一及び同区新宿二丁目三百四十一番地  
四 種類

事業所閉鎖、就労拒否等その他一切の争議行為(以上  
原文のまま掲載)

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価

本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001



リサイクル適性

この用紙は、再生紙の3割以上を含有しています。